

平成 24 年 1 月 18 日

財団法人

大阪民間社会福祉事業従事者共済会  
理事長 高岡 國士 様

財団法人

大阪民間社会福祉事業従事者共済会  
退職共済制度検討委員会  
委員長 中野 昇

## 答 申 書

財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会 退職共済制度検討委員会は、平成 23 年 7 月 29 日に諮問されました「退職共済制度のあり方」等について、6 回の委員会を開催し、検討を行ってまいりました。

このたび、検討結果を、下記の通り答申します。

### 記

「公益法人改革対応にかかる基本方針」により、一般財団法人に移行することになりましたが、運用にかかる課税問題並びに昨今の不安定な金融状況から、資産運用委員会より、退職給付金給付事業の制度設計にかかる予定利率 3.0%を確保することが難しいため、予定利率 2.0%に変更することが理事長に答申され、平成 23 年 11 月 1 日開催の理事会において承認されました。

つきましては、本委員会において、この答申に基づき予定利率を 2.0%に変更した退職給付金制度について、「掛金」と「給付」がどうあるべきかを協議し、検討しました。

#### (1) 第一退職給付金制度について

第一退職給付金制度の見直しについては、2.0%の予定利率で現行給付を維持するため、「財政再計算」の結果に基づき、掛金の設定について協議を行いました。

現行制度は第一掛金 32/1000 で、内訳は、標準掛金 22/1000(事業主掛金 11/1000、個人掛金 11/1000)、特別掛金 10/1000(事業主掛金 7/1000、個人掛金 3/1000)となっております。この特別掛金は退職共済制度を安定的に運営するため、平成 15 年改正時から 10 年間の予定で償却し、償却後は、標準掛金 22/1000(事業主掛金 11/1000、個人掛金 11/1000)の制度になる計画でした。しかしながら、

今回の予定利率を引き下げることにより、「財政再計算」(計算基準日:平成23年4月1日)を行ったところ、標準掛金が上昇となり、標準掛金 27/1000、特別掛金 1/1000 となりました。

この「財政再計算」の結果を踏まえ、特別掛金 1/1000 の取扱いについては、安定的な制度運営のための掛金として第一掛金に組入れることが確認され、制度改正後は第一掛金 28/1000 とすることが適切であるとの結論に達しました。

第一掛金 28/1000 の事業主負担及び個人負担の按分については、

A 案:第一掛金を折半する。

事業主掛金 14/1000 個人掛金 14/1000

B 案:制度安定運営のための掛金 1/1000 及び折半した際の端数を事業主が負担する。

事業主掛金 15/1000 個人掛金 13/1000

C 案:現行掛金(特別掛金を含む)から見た下げ幅分を事業主と個人で各々折半して減額する。

事業主掛金 16/1000 個人掛金 12/1000

以上3案が議論され、現行掛金(特別掛金含む)を事業主が多く負担していることや、個人負担をできるだけ少なくすることが望ましいという見解から、B案もしくはC案が妥当であり、当委員会ではC案を支持する意見が多数を占めました。

しかしながら、福祉を取り巻く環境は、国や地方自治体の社会保障費の抑制がより一層進められ、人件費についても法定福利費の増加など、法人運営にとっては非常に厳しい状況であることを踏まえると、今回の制度改正に伴う掛金按分については、B案及びC案の両案併記とし、理事会において最終判断を仰ぐことになりました。

## (2) 第二退職給付金制度について

現行制度では一口 1,000 円の第二掛金に対し月利 0.2%、5年以上の第二退職給付金制度加入期間がある者には退職時に元利合計にプレミアム乗率(倍)を上乗せした給付を行っております。

第一退職給付金制度と同様に、予定利率の引き下げによる影響を受けますので、現行給付を維持して掛金を上昇させる案と、現行第二掛金を維持して給付を見直す案の2案について協議しました。

現行給付を維持して第二掛金を上昇させる案では、一口あたり 108 円増、内訳は現行給付を維持するための標準掛金 95 円、特別掛金 13 円となり、合計一割以上の負担増を事業主に求めることとなります。

一方、現行給付が、予定利率 3.0%を基準にした月利と第二退職給付金乗率で構成されているため、制度設計上の予定利率が変更となれば、それに合わせた給付に改めることが適切であるとの意見から、現行、0.2%の月利を 0.16%に引き下げ、また、制度開始から 5 年が経過し、既にプレミアム乗率を適用される対象者が存在するため、一律 1.025(倍)とすることが適切であるとの結論に達しました。

### (3) 第二事務費掛金について

第二退職給付金制度にかかる事務費については、当初の試算では、10年後に本制度の加入者が5,000人となるとの前提で、95円を設定致しましたが、制度発足から5年を経過した現在、すでに5,000人を突破しており、さらに5年後には、1万人になるという推計のもと、事務費試算(人件費・管理費は据置き)の結果から、50円に引き下げることが適切であるとの結論に達しました。

ただし、一定期間において加入状況が著しく変化する場合は、事務費の見直しを行うものとします。

以上の検討結果より、次の通り答申します。

- (1) 退職共済制度改正後の第一退職給付金制度については、現行の給付を維持し、第一掛金を28/1000にする。

ただし、第一掛金の事業主負担及び個人負担の按分については、

- ① 事業主掛金 15/1000 個人掛金 13/1000
- ② 事業主掛金 16/1000 個人掛金 12/1000

両案いずれを選択するかは、理事会において判断を仰ぐ。

- (2) 退職共済制度改正後の第二退職給付金制度については、一口1,000円の第二掛金を据置き、給付を見直す。

第二退職給付金月利 0.16%

第二退職給付金乗率表

在会年数	乗率(倍)
1年未満	0.000
1年以上5年未満	1.000
5年以上	1.025

- (3) 退職共済制度改正後の第二事務費掛金については、一人当たり月額50円にする。

なお、上記に加え、退職共済制度のあり方については、3事業年度ごとに必ず見直しを行うこと、経済情勢の変動や法令改正等の外部要因による不測の事態が発生した際には速やかに見直しを行うことを共済契約規程に明記することが適切であると考えます。